

特別展

フランス革命を知ろう

人権、社会保障、近代経営論 そして、教育

開催日 2015. 10. 17 (Sat) ~10. 24 (Sat) ※10.18 (Sun) は除く

時 間 12:00~17:00 ※最終日10.24(Sat)は10:00より開場

図書館本館研修室(生田校舎9号館3階) 場 所

専修大学図書課

TEL: 044-911-1274

Email: library@acc.senshu-u.ac.jp

http://www.senshu-u.ac.jp/libif/lib/libdisplay.html



ごあいさつ

本展示は、昨年 7 月に開催した図書館特別展「フランス革命を知ろう!―国民公会期における地方のテルールと民衆協会―」が好評であったことを受けて開催するものです。前回は、サブ・タイトルにも示されているように、国民公会(フランス革命期に国民議会・立法議会に次いで召集された議会で 1792 年 9 月~1795 年 10 月のあいだ政治の中心となった)の時期に焦点を絞った展示で、無名の国民公会議員に関する史料を中心に出品しました。

これに対して今回は、「人権」、「社会保障」、「近代経営論」、「教育」の4つのテーマに 即して史料を選定しました。これらのテーマについてはフランス革命期全体を通じて議論 がなされ、このうちある部分は後の時代の憲法に明記され、あるいは制度化されることで 結実し、時空を超えて、私たちもまたその恩恵を受けています。

人権や社会保障といった理念や概念が徹底的に議論され、将来において実現したことはフランス革命の輝かしい成果です。しかし、このような革命の「光」ともいえる成果の裏には、生みの苦しみがありました。破壊や戦争や暗殺などによって膨大な数の生命が失われたのです。革命の犠牲者のひとりロラン夫人のものとされる「自由よ、汝の名の下にいかに多くの罪が犯されたことか!」の叫びを聞くとき、私たちは暗澹たる気持ちにならざるをえません。「光」の反対側にある「影」の部分について、その一端を実感できるような史料も今回、展示しています。「死刑判決書」や「マリー=アントワネット最後の手紙」、国民公会議員が暗殺される場面を描いた銅版画などです。

それでは、フランス革命などない方が良かったのでしょうか。もしフランス革命がなかったら歴史はどうなっていたか、その答えは誰にも分かりません。たしかなことは、フランス革命が「あった」という事実なのです。そしてまた、「光」の部分だけを見て歴史的事象を判断するのが正当なことではないように、「影」の部分だけを見て何かを結論付けることもできない、ということです。私たちにできることは、事実のこの「重さ」を受け止め教訓とすることです。200年以上も昔のフランス人たちが多大な犠牲を払ってようやく手に入れた自由や権利について、現在の私たちが当然のように享受しているそれらについて再考してみることが、その第一歩ではないでしょうか。

本展示では昨年度に引き続き、フランス革命期の主要な事件や革命家たちの姿を描いた 銅版画も展示しました。フランス革命における大事件、例えばバスティーユ襲撃なども、お よそ 10 年間のフランス革命史のうちの一コマに過ぎません。要所で勃発した大小さまざま な事件と、有名か無名かを問わず数多くの人々の動向が、総体として「フランス革命」を作 り上げたのです。受付に各銅版画の解説を用意しましたので、これをお手元に携えながら革 命期に起きた諸事件の歴史的な意味や、そこに関わった人々について、思いを馳せていただ ければと存じます。

専修大学図書館



本展示の位置付け

今回の展示「フランス革命を知ろう!2015」では、本学の緑鳳学会(学術的研究によって学内外の学術・文化の発展に寄与するとともに、会員相互の学術交流ならびに親睦を密にし、併せて母校の隆盛を図ることを目的に平成3年に設立)第24回年次大会(10月24日:生田校舎・10202教室)のパネルディスカッション「ミシェル=ベルンシュタイン文庫史料の学際的研究」(当日13時~)が目指している、ベルンシュタイン文庫(以下、「ベル文」と略)所蔵史料の学際的活用の試みで明らかになった成果を、「人権、社会保障、近代経営論、教育」関連史料に限定して取り上げてみました。

「ベル文」史料とは、フランス革命関連史料約 47,000 点以上の史料群であります。史料数としてはフランス国立図書館に次ぐ規模であるとされていますが、それらは本学生田校舎 9 号館 3 階の図書館特別書庫に保管され、国内外の多くの研究者・教育者の研究に役立っています。また、「ベル文」にはバスティーユ事件、人権宣言、ルイ 16 世処刑裁判、王妃マリー=アントワネットへの死刑判決文、ロベスピエールやダントン等の革命指導者に関する史料などの貴重史料もあり、これまでの展示会などにおいて高校生や市民の方々の歴史学習にも大きく貢献してきました。さらに、フランス側の研究機関と本学研究者との共同研究も各種テーマの下に継続的に進められ、史料論や山岳派独裁期の派遣議員の「記憶」などの分析で多くの成果を生み出してきています。

ところで、フランス革命が今日の国民国家の基本原則に関するさまざまな理念を構築し、 その後の世界史に大きな影響を与え続けていることは、私たちの社会においても常識となっていることであります。例えば、その一つとして立憲主義は、地球上の人類が絶対に失ってはならない国家のありかたに係わる基本認識であります。ということからも見えてくるように、「ベル文」は単に歴史学の研究対象としてのみ存在しているだけではありません。 法律、経済、社会、政治、文化、教育などの各専門研究分野の専門研究においても注目されつつあります。今回は、その中でも、上述のように「人権、社会保障、近代経営論、教育」に係わる史料を検討してみることにしましょう。

これらの史料を読み直すことによって、人類が、これまで様々な武力対立や独裁体制の もとで甚大な血の犠牲をはらいながら、そうした負の連鎖を阻止すべく、国民主権を柱と する民主主義の貫徹を原則とする近代国民国家を獲得してきたということ、また、それらが フランス革命の展開の中ではどのように議論され、かつ、具体的に如何なる共通認識に至っ たのかを、今日の社会と比較しつつ学んでいただければ幸いです。

> 專修大学緑鳳学会幹事 文学部教授 近江 吉明

人権

人権といえば、1789 年 8 月 26 日に宣言された「人間と市民の権利宣言」(人権宣言) はあまりにも有名である。しかし、注意しなければならない点がある。この宣言では確かに人間が「生まれつき自由かつ権利の点で平等な」存在であり、「自由、所有権、安全権、抵抗権」を持つことが宣言されているが、「所有権」の確認は「神聖かつ不可侵」として強調されつつも、「平等」の実現に向けた実質的な言及はない。これについては、革命期に可決された各期の憲法においてどのように規定されていたかが問題となる。「91 年憲法」は憲法制定国民議会において作成され可決されたものであり、「93 年憲法」は国民公会で、「95 年憲法」は総裁政府で検討され可決されている。革命情勢の変化の中で、人権関連認識にどのような変化が見られるのか検討してみよう。

A-1. 『91 年憲法』 / La Constitution française, présentée au roi par l'Assemblée nationale le 3 septembre 1791, et acceptée par Sa Majesté le 14 du même mois : suivie du discours adressé au roi par M. Thouret, président de l'Assemblée nationale, et de la proclamation de la constitution. A Paris : Chez Corréard, libraire ... , 1821 [T.1656.3.

この憲法は、冒頭に89年の「人間と市民の権利宣言」を掲げている。国民主権の原則を第3条に 謳っているが、ただし代議制に関しては、国民を「能動市民」と「受動市民」に分けるなど選挙権を 一定の租税納入者に制限した。

A-2. **『93** 年憲法』 / Déclaration des droits de l'homme et du citoyen ... acte constitutionnel, présenté au peuple françois / par la Convention nationale, le 24 juin 1793, l'an 2e. de la République. [France]: [s.n.], [1793]. [Plano 39]

草案は、エロー=ド・セシェルによって 1793 年 6 月 10 日に提案され、その後 2 週間という短期の審議を経て、24 日に可決された。冒頭にある「93 年の人権宣言」の最後の第 35 条では、「人民の反乱」は人民の権利であり義務であると謳っている点は「人民主権」をより進めるものとなった。しかし、10 月 10 日には平和の到来まで施行を延期することが決められ、対外危機や反革命の動きなどがあり、そのご一度も適用されることはなかった。92 年 9 月実施の国民公会議員選挙では、男子だけの普通選挙が行われていた。

A-3. **『95** 年憲法』 / Acte constitutionnel de la République française, précédé de la déclaration des droits de l'homme et du citoyen, et du discours prononcé à la Convention nationale, le 5 messidor, par Boissy d'Anglas, an nom de la commission des onze. A Paris : Chez Fuchs, libraire ..., 1795, l'an III. de la République. [T.4154]

ボワシー=ダングラスやドヌーを中心とする 11 人委員会によって起草された草案は、1795 年 8 月 22 日に可決され、翌日から施行された。当憲法でも、冒頭に「人間と市民の権利・義務の宣言」が入れられているが、人民の抵抗権を否定し、人間と市民の「義務」を強調し、祖国への忠誠義務を説くなど総裁政府の下での政治社会体制の維持が目指されている。とりわけ、所有権の強調は「持てる人」「財産家」の利害を擁護する姿勢を明らかにしていて、93 年段階の「平等」の実現化は完全に斥けられている。

A-4. グージュ『女性の人権』 / GOUGES, OLYMPE DE, 1748?-1793. Les droits de la femme: a la reine. [France]: [s.n.], [1791?] [T.1517.7

オランプ=ド・グージュによって 1791 年 9 月に作成された「女性および女性市民の権利宣言」は、『女性の諸権利』の中に含まれている。見てわかるように、最初は「王妃へ」という請願文で始まっている。彼女自身はすでに「黒人奴隷制度」廃止運動など人種や「外国人」差別に反対する姿勢を明らかにしていたが、前文で「母親、娘、姉妹たち、国民の女性代表者たちは、国民議会の構成員となることを要求する」として、女性参政権を主張していた。形式上は 89 年の人権宣言のパロディーとして起草されている。例えば、citoyens(男性市民)が citoyennes(女性市民)に置き換えられている。

A-5. 『ブルックス号』/ Description of a slave-ship. London: Published by James Phillips ..., 1789. [T5044.2

16 世紀以来、ヨーロッパ人はブラジルやカリブ海の砂糖生産、北米南部のタバコや綿花生産のための労働力として、アフリカ人奴隷を西半球へと「輸出」していた。本史料は黒人奴隷船のひとつ「ブルックス号」(全長 32.5m、幅 8.2m、297 トン、乗組員 45 名)に詰め込まれた黒人奴隷の過酷な様子を示している。一人に与えられたスペースは畳半分、高さ 90cm にすぎなかった。フランス革命期にはこのような黒人奴隷貿易廃止の是非をめぐって議論がなされた結果、1794 年 2 月にはフランスの全領土における奴隷制廃止が決議された。しかし、この廃止令はナポレオンにより無効とされ、フランス領植民地に於いてはサン・ドマングを除き 1848 年の二月革命まで奴隷制が存続する

社会保障

1789 年から 1791 年にかけてアンシャン・レジーム期の中間団体(ギルドなどの同業者組合、都市や村落の地域的共同体など)が廃止されていったが、そのなかで、貧者の援助も国家の役割であるとの認識が一段と高まった。「91 年憲法」では、「捨て子を養育し、貧しい病人を助け、職を得ることのできない貧しいが健康な者に職を与えるため、公的扶助に関しての全般的な施設が創設され組織されるものとする」と規定されるなど、今日でいうところの社会保障の理念が構築され、同時にその実態調査も進められた。しかし、現実に増えつつある貧者を前にして、革命政権は理念の確立以前に、目の前の貧者の援助を行ないながら、同時に、新しい法規定、新しい社会と人間に対する扶助制度の構想の確立が求められた。1790年段階の「物乞い根絶のための委員会」(「救貧委員会」)、1791年の立法議会下での「公的扶助委員会」、国民公会期の「公的救護委員会」における議論の推移に注目する。

A-6. 『物乞い調查委員会第5回報告』 / Cinquième rapport du Comité de mendicité : estimation des fonds à accorder au Département des secours publics. A Paris : De l'Imprimerie nationale , 1790. [T.1076.[4]

革命政府はすでに1790年に「物乞い根絶のための(教貧)委員会」によって、全国各県の郡・小郡単位で「非納税民」「働けない老人」「身体障碍者」「14歳以下及び生活費を稼げない児童」「生活保護を求める人々」「貧しい病人」「乞食・浮浪者」の調査を実施していて、その数を掌握しようとしていた。その結果、全国各地の町村レベルの貧困状況が明らかにされていた。

A-7. 『教貧委員会により議会に提示されたデクレ案』 BERNARD D'HERY, PIERRE. Projet de décret présenté à l'Assemblée nationale, au nom du Comité des secours publics / par P. Bernard, député du département de l'Yonne: ajourné à la séance du 22 au soir. [Paris]: De l'Imprimerie nationale, [1---].

1792 年段階では、「救貧委員会」と「衛生委員会」が一つにまとめられ「公的救護委員会」となっていて、憲法制定国民議会に対してあらゆる種類の救済に関する要請をする任務を負っていた。そのため、委員会は公的救済の立法作業と並行して、各県の個別の要望や陳情にも対応しなければならなかった。それには、火災や洪水で被災した人々に対する支援、町村レベルの施療院その他の公的施設からの多様な要請などが含まれていて、その都度、機敏な対応を求められていた。

A-8. 『慈善の公共施設にかんする報告書』/ DILLON, JACQUES. Mémoire sur les établissemens publics de bienfaisance, de travail et de correction, considérés sous les rapports politiques & commerciaux, présenté au comité des secours publics de la Convention national, le 28 brumaire, l'an 2 de la République une & indivisible / par Jacques Dillon, citoyen français, artiste hydraulicien & mécanicien, imprimé en vertu d'une décret de la Convention nationale, sur le rapport du même comité. A Paris: De l'Imprimerie nationale, [1793]. [T.1793.7]

「困窮した人々を救済することは神聖な義務」であると認識していた委員会は、1793 年 3 月 24 日に国民公会に対して「公的救済政策」全般についての報告と布告案を明らかにしていた。そこでは、「これはその場しのぎの施しでなく、国の責任で行うべきことである。そのためには貧者のための資金が全国共通のものとなり、救済の配分方法が明確でなければならない」とするなど、国家による社会保障体制確立への脱皮が図られようとしていた。「93 年人権宣言」の 21, 23, 24 の各条はそうした試みの成果であった。

近代経営論

フランス革命期における営業活動に関する規定が大きく変わるのは、「ギルドの廃止」以降であった。それまでは営業の自由、職業活動の自由についての規定が明示されることはなかった。それが現れるのが「アラルド法」と「ル・シャプリエ法」においてであった。フランス革命はその初期段階から経済面では自由主義的政策を前提にしていたが、市場経済の拡大による経済活動の展開は進んだものの自由な営業活動そのものを支える法令は存在しなかった。また、度量衡の統一などの合理的な経営に必要な国民経済の成立の諸条件もこの後に徐々に確立するようになる。これらの法令によってフランスの営業活動の諸側面がどのように変化していったのかを見ることもできる。

A-9. 『アラルド法』/ ALLARDE, PIERRE-GILBERT LE ROI, baron d', 1752-1809 Rapport fait au nom du comité des contributions publiques, sur le taux de la retenue que les débiteurs de rentes ou autres prestations seront autorisés à faire à raison de la contribution foncière, en acquittant ces rentes ou prestations. A Paris: De l'Imprimerie nationale, 1791.

[T.1059.12

営業免許状の取得を条件に、営業の自由や職業活動の自由を承認した1791年3月2~17日の法令である。第9条で、「営業免許状を取得しようと欲する者はすべて、毎年の12月に、自分の住所を管轄する市町村庁にその旨を申告」すれば、申告者には証明書が公布されるとしている。そのためには、ギルドなどのあらゆる中間団体が取得していた職業特権が廃止されねばならなかった。

A-10. 『ルシャプリエ法』 / LE CHAPELIER, ISAAC-RENE-GUY, 1754-1794. De la Constitution et des loix, ouvrage redigé par MM. le Chapelier, député à l'Assemblée nationale, Duveyrier, avocat et commissaire du roi, près l'un des tribunaux de Paris, Perignon, avocat et ancien représentant de la Commune de Paris, et Garnier, avocat : prospectus. [Paris?]: [s.n.], [1790?].

[T.9748.[44]

「アラルド法」よりも営業・職業活動の自由をさらに拡大解釈したもので、労働者や職人が団体を結成したり、争議行為をすることを禁止した。また、第3条では「すべての行政団体あるいは市町村団体は、一つの職業身分の名で出されるいかなる請願・請求をも受理しえず、それへのいかなる回答もなしえない」として、公共事業などの請負にさいしての公開入札に対する不当な介入を押さえようともした。

A-11. 『憲法委員会の名の下におけるル・シャプリエの報告』/ LE CHAPELIER, ISAAC-RENE-GUY, 1754-1794. Rapport fait par M. Le Chapelier, au nom de comité de constitution, sur la pétition des auteurs dramatiques, dans la séance du jeudi 13 janvier 1791, avec le décret rendu dans cette séance. A Paris: De l'Imprimerie nationale, 1791. [T.1044.[4]]

ル・シャプリエはフーィヤン派に属するレンヌ選出の議員であり、憲法制定委員でもあったが、「ル・シャプリエ法」策定以前にも各種営業者の請願等に対応していた。この史料は1791年1月13日のものであるが、市民の集会そのものには一定の理解を示してはいるものの、一定の職業の市民にはそれを認めない姿勢を示していた。つまり、「国家の中に同業組合はない」のであり、「各人の個人的な利益と一般的な利益の外には何もない」との認識を表明していた。

教育

フランス革命以前の教育は、カトリック教会の教区組織が担っていた。王国全体に組織された教区ごとに「小さな学校」が設置され、そこでは初歩的な読み書き計算の他に、祈りや聖歌、教理問答、聖人伝などの宗教教育が行われていた。革命に突入するとカトリック的な教育規範の代替となりうる「無償」「非宗教」「義務化」などを柱とする共和主義的な教育システムの確立が急がれたが、予算的処置や人口密度、さらには地域的伝統などの問題に直面し、実際にはそう簡単にはいかなかった。とはいえ、タレーランやコンドルセらの近代的な公教育の在り方をめぐる改革案が登場する。一般には、それらの教育論が「知育中心」か「徳育中心」かで分けて捉える傾向があるが、ことはそれほど単純ではなかった。革命の進展との絡みで見ていく必要があろう。

A-12. 『タレーラン報告』 / TALLEYRAND-PERIGORD, CHARLES MAURICE DE, prince de Benevent, 1754-1838. Rapport sur l'instruction publique, fait, au nom du Comité de constitution, par M. Talleyrand-Périgord, ancien evéque d'autun, administrateur du département de Paris. A Paris: De l'Imprimerie nationale, [1791].

1791 年 9 月 10 日、11 日、19 日に憲法委員会を代表してタレーラン(Charles Maurice de Talleyrand-Périgord, 1754-1838)が憲法制定国民議会で報告した公教育案。その冒頭において、公教育は、「政治統一体の完成と全体の繁栄」とに絶えず影響を及ぼさずにはおかないと述べられているように、教育を通じて、誕生したばかりの国家体制(「1791 年体制」)を完成させ、発展させていくことを企図していた。国語や計算、宗教、道徳と並び憲法(「1791 年憲法」)を学ぶことが重視され、学校教育だけではなく、家庭教育や図書館の創設、国家行事としての祭典などについても言及したが、女性教育の点で不備があるとメアリ・ウルストンクラーフトから批判された(別紙資料①)。タレーラ

ンは、憲法制定国民議会議員として革命初期に主導的役割を果たした人物。法の下で万人が平等であることと機会の均等を謳った「人権宣言」の第六条を起草した。

A-13. 『ルペルティエ法(ロベスピエール報告)』 / LEPELETIER DE SAINT-FARGEAU, LOUIS-MICHEL, 1760-1793. Plan d'éducation nationale de Michel Lepelletier, prérenté [i.e. présenté] a la Convention par Maximilen [i.e. Maximilien] Robespierre, au nom de la comission d'instruction publique. [Paris]: De l'Imprimerie nationale, [1793]. [T.2292.7]

ルペルティエの公教育論によって作成されたデクレ案は、本人が暗殺されたために 1793 年 7 月 13 日にロベスピエールによって国民公会で朗読され、同 29 日に提案された。内容は、共和国の市民にふさわしい身体的・道徳的習慣を全く新しく作り上げるためには古い慣習に染まった親から子供を隔離する必要があるとして、5 歳から 12 歳 (女子は 11 歳) までの総ての子供を収容する国民学寮を設置するというものであった。コンドルセの強調した「知育」ではなしに「徳育」の役割を重視したものとなっている。

A-14. 『ルペルティエの肖像画』 / GRÉVEDON, HENRI, 1776-1860. Mel. Lepelletier / H. Grevedon. [Paris]: I. lith. de Delpech, [18--?]. [Plano 37.13

ルペルティエ(Lepeletier de Saint-Fargeau, Louis-Michel, 1760-1793)は、サン=ファルジョー 伯の息子としてパリに生まれた。憲法制定国民議会議員および国民公会議員となり、熱狂的に革命を支持。国王裁判で賛成票を投じて王党派の恨みを買い、国王処刑の前夜、パリのレストランで暗殺された。「革命の最初の犠牲者」として、のちにマラー、シャリエ(リョンで山岳派支持者たちの中心となり 1793 年に政敵に捉えられ処刑された人物)らとともに革命のシンボルとなる。

A-15. 『ブキエ法』/ BOUQUIER, GABRIEL, 1739-1810. Rapport et projet de décret, sur le dernier degré d'instruction, par G. Bouquier, présentés au nom du comité d'instruction publique. Robespierre, Maximilien, 1758-1794. [Paris]: De l'Imprimerie nationale, [1794].

[T.1750.6

ルペルティエ案をめぐる議論の後、ブキエによって 1793 年 12 月 9 日に提案された「公教育の一般計画に関する報告とデクレ案」である。当時の農村社会の実態からしても子供の隔離などは困難であり、実現は不可能であったのに対して、ブキエの穏健的な徳育重視案は支持を獲得し、初等学校法に反映されることになった。彼によれば、民衆協会のような、一般市民が参加し政治主体として直接に係わる機会こそが、若者が自らの権利や義務・法律・共和主義について身を持って学ぶ教育の場であるという。この案では、第 4 章と第 5 章を教育と成人教育関連の規定に充てている。第 4 章では、教育の最終段階として「民衆協会での市民集会・劇場・市民的遊戯・軍隊の行進・中央および地方での祭典」を重視して、第 5 章では、教育の一般的方法として主要都市に「図書館・美術館・自然博物館・物理実験器具の展示館・施療院付属の薬用植物園を開設する」ことなどが規定されている。

A-16. 『ドヌ一法』 / DAUNOU, P.-C.-F. (PIERRE-CLAUDE-FRANÇOIS), 1761-1840. Rapport fait par le représentant du peuple Daunou, au nom des comités de salut public et de sûreté générale, dans la séance de la Convention nationale du 11 vendémiaire, l'an quatrième de la République française. À Paris: De l'Imprimerie de la République, [1795]. [T1783.10]

1794年11月17日に制定された、人口1,000人につき一つの初等学校が開かれること、教師に人選にあたっては郡や県に権限を与え、私立学校の存在を認めたラカナル法の後、1795年10月25日に採択されたのがドヌー法であった。この法は国家が教師に対する俸給の支払いをやめてしまったところに特徴があるが、全体として、持てる者の権利が重視され、公教育は高等教育の部分が重視された。また、第5章では、成人の職業人に対する褒賞と奨学策として、25歳以上の優秀な成果を上げた市民20名の外国への視察留学制度が規定されている。ジロンド的な知育主義でもモンターニュ派的な徳育主義でもない、脱イディオロギー的な実学主義が重視された。

A-17. マンテル『新地理教育法』/ MENTELLE, E. (EDME), 1730-1815. La géographie enseignée par une methode nouvelle, ou, Application de la synthèse a l'étude de la géographie: ouvrage destiné aux écoles primaires, avec 9 cartes enluminées / par le citoyen Mentelle, ex-professeur aux écoles nomales, membre de l'Institut national des sciences et arts, et chargé spécialement, par le comité d'instruction publique, de rédiger de nouveaux élemens de géographie. A Paris: Chez l'auteur ..., an 4 de la République [1795 or 1796].

フランス革命期は、近代公教育制度に影響を与えた、数多くの公教育案が出された。本書は公教育委員会の命により作成された初等学校向け地理の教科書で、9枚の彩色された地図を収めている。日本に関する次の記述もみられる。「日本はタタールの東に位置し、いくつもの島々から構成される。金の産地であり、最も美しい銅製品を生産することで知られる。ヨーロッパではただオランダのみが通商を許されている」。なお、この地図上では「JAPON」ではなく、「NIPON(日本)」と記されている。

A-18. 『ジェラールおやじの暦』 / COLLOT D'HERBOIS, JEAN-MARIE, 1749-1796. Almanach du pere Gérard pour l'année 1792, IIIe de la liberté: ouvrage qui a remporté le prix proposé par la Société des amis de la Constitution, séante aux Jacobins à Paris / par J.M. Collot d'Herbois, membre de la société. A Paris: Chez Buisson ..., 1792.

フランス革命期、革命家たちは、暦の教育的効果にも期待していた。1791 年 9 月、ジャコバン・クラブは「教育的な暦」創設のためのコンテストを開催する。ここで優勝したのが本書『ジェラールおやじの暦』であった。作者コロ・デルボワはのちの国民公会議員で、テルミドール 9 日のクーデタの際には国民公会議長。

A-19. マレシャル『共和国賛歌』/ MARÉCHAL, SYLVAIN, 1750-1803. Recueil d'hymnes républicains et de chansons guerrieres et patriotiques / par le C. Sylvain Maréchal, et autres auteurs ; suivi d'un calendrier pour l'an III de la République. A Paris : Chez Basset, marchand d'estampes ...: Chez Dufart, libraire ..., [1794?]. [T.4304

あらゆるものが教育の手段として考えられていた革命期、歌曲は国民に革命の精神を植え付ける役割を期待されていた。本書は共和国賛歌、軍歌、愛国歌集である。その扉絵には「革命の殉教者たち」と称えられたマラー、ルペルティエ、シャリエと、2人の愛国少年(ヴァンデーで反革命軍により殺されたバラと、マルセイユ軍との戦闘で死んだヴィアラ)の肖像が描かれている点に注目。

B-20. 『コルドリエの古強者』/ DESMOULINS, CAMILLE, 1760-1794. Le vieux Cordelier: journal rédigé par Camille Desmoulins ... No. 1er. (5 frimaire, 2e. décade, l'an 2 de la République ... [5 déc. 1793])-no. 7 (5 pluviose, 2e. décade, l'an 2 de la Rép. ... [3 fév. 1794]) [Paris]: De l'imp. de Desenne, rue des Moulins ..., [1793]-[1794]. [T.9041

デムーラン(Desmoulins, Camille, 1760-1794)の新聞。エベール派と敵対し、彼らの「陰謀」と非キリスト教化思想を非難。文学的格調の高い文体で書かれ、『デュシェーヌおやじ』の民衆的論調と対比される。

B-21. 『デュシェーヌおやじ』 / Je suis le véritable père Duchesne, foutre. [1] ([Nov. 1790])-[30] ([déc. 1790]); 1 ([1er janv. 1791])-355 ([13 mars 1794]). [Paris]: De l'imprimerie de Tremblay, rue basse du Rempart, porte Saint-Denis ..., [1790]-[1794] [T.9065

パリのサン=キュロットのリーダー、エベール(Hébert, Jacques-René, 1757-1794)の新聞。野卑な言辞を用いて民衆の利害や関心、怒りや失望を表現し人気を博した。擬版が数多く、A. マルタンと G. ヴァルテル編纂のフランス国立図書館所蔵『フランス革命史文献目録』によればその数は 165 紙にものぼる。今回展示した『デュシェーヌおやじの息子』『デュシェーヌおやじの曾孫』『我こそは真のデュシェーヌおやじ』もこうした擬版のひとつ。

- B-22.『デュシェーヌおやじの息子』/ Collection complette des numeros du Fils Duchêne. [France]: [s.n.], [17--].
- B-23. 『デュシェーヌおやじの曾孫』/ L'arrière-petit-fils du pere Du Chesne, en rimes burlesques et libres ... A Paris: De l'imprimerie du Journal de P. Sablier ..., [1790]. [T.9074b]
- B-24. 『我こそは真のデュシェーヌおやじ』/ Je suis le véritable père Duchêne: détails de l'arrivée de la famille royale dans Paris, ayant enchaînés sur le siège de leur voiture les trois princes qui leur servoient de postillons, interdiction provisoire du roi par l'Assemblée nationale, société de trente jeunes gens qui ont juré de poignarder tous les traitres dans Paris. [Paris]: De l'imprimerie de Père Duchêne, [1791?]. [T.9068.[1]
- B-25. 『ラ・マルセイエーズ (正歌詞)』/ROUGET DE LISLE, CLAUDE JOSEPH, 1760-1836.

The Marseilles march: sung by the Marsellois going to battle, and by general Dumorier's army, instead of Te Deum, as ordered by the National convention. Dublin: Published by Hime, at his musical circulating library ..., [179-?]. [Fol.60.1

現在のフランス国歌。原題は『ライン軍のための軍歌』。詩と音楽の才に恵まれていた工兵大尉ルジェ・ド・リールの作。1792年4月にストラスブールで誕生したこの歌は、同年8月10日の革命に加わるためにパリへやってきたマルセイユの義勇兵たちにより、行く先々で広められたことから、『ラ・マルセイエーズ』と呼ばれるようになった。ベルンシュタイン文庫所蔵のラ・マルセイエーズ関連史料には、旋律は同じだが別歌詞の楽譜やフランス語の歌詞をドイツ語に翻訳したものがある。

- B-26. 『ラ・マルセイエーズ (別歌詞)』/ ROUGET DE LISLE, CLAUDE JOSEPH, 1760-1836. Marche des Marseillois. A Paris: Chez Mlle. Lebeau ..., [179-]. [T.5823.1]
- B-27. 『ラ・マルセイエーズ(フランス語歌詞)』/ La Marseillaise. Strasbourg: Imprimerie de G.L. Schuler, [179-]. [T.5823.3

- B-28. 『ラ・マルセイエーズ(ドイツ語歌詞)』/ Das Marseiller=Lied. Mülhausen: Gedruckt bey Johannes Rissler und Comp., [179-]. [T.5823.3[bis]
- B-29. 『マラー暗殺』 (ダヴィッドの構図による) / [Portrait: Marat] / Ch. Courtrey, sc. ... d'ap. L. David. [S.l.]: [s.n.], [18--]. [Fol.72.8

1793年7月13日におけるマラー暗殺の様子を描いた銅版画。ベルンシュタイン文庫ではマラー暗殺に関連する版画を、3種類所蔵している。浴槽で刺された構図とソファ上でのものがあるが、下手人であるシャルロット・コルデーの裁判記録(別紙資料2)によれば前者が正しい。

- B·30. 『マラー暗殺』 / The death of John Paul Marat, a native of Geneva, deputy to the National Convention in 1792 stabbed on the 13th of July 1793 by Marie Anne Charlotte Corday, a native of St. Saturnin de Lignerets, in the department of Calvados = Mort de Jean Paul Marat, député à la Convention nationale en 1792, né à Geneve, et tué d'un coup de poignard, le 13 juillet 1793 par Marie Anne Charlotte Corday, native de St. Saturnin de Lignerets, département de Calvados / painted by D. Pellegrini; engraved by James Aliprandi.. London: Pub. ... by Colnaghi & Co., February 10th 1794.
- B-31. 『人民の友』 / MARAT, JEAN PAUL, 1743-1793. L'ami du peuple, ou, le publiciste parisien: journal politique, libre et impartial. No. 6 (16 sept. 1789)-no. 626 (15 déc. 1791). [Paris]: De l'imprimerie de la veuve Hérissant, rue neuve Notre-Dame, [1789]-[1791]. [T.9009.1]

1789 年 9 月にマラーの発刊した新聞。本紙を根城にしてさまざまな政治的主張を発表。その発行趣意書によれば、「現状において国民に示されるもっとも美しいもの、国民が必要とする唯一の著作とは、すなわち新聞である」とされ、新聞を通じて「全国三部会の仕事を注意深く見守り、人間の諸権利を取り戻し、市民の諸権利を確立する」ことが主張されている。No. 1(1789 年 9 月 12 日) ~ No. 5(1789 年 9 月 15 日)までは「パリの新聞記者」のタイトルで発行されている。

B-32. 『シャルロット・コルデーに対する革命裁判所の判決(シャルロット・コルデーに対する死刑判決書)』
/ Jugement rendu par le Tribunal criminel révolutionnaire ... qu'il est constant, 10. que ...
Jean-Paul Marat ... a été assassiné ... 20. que Marie-Anne-Charlotte Corday ... est l'auteur de cet assassinat, 30. qu'elle l'a fait avec préméditation, et des intentions criminelles et contre-révolutionnaires, condamne Marie-Anne-Charlotte Corday, ci-divant Dormant, à la peine de mort ... : du 17 juillet 1793, l'an second de la République ... [Paris] : De l'imprimerie du Tribunal criminel-révolutionnaire, rue St.-Honoré ... , [1793].

シャルロット・コルデー(Corday d'Armont, Charlotte de, 1768-1793) は、パリを追われてカーンの町へ逃れてきたバルバルー、ビュゾー、ペチオンらジロンド派の国民公会議員に共感し、彼らの政敵である山岳派の中心人物ジャン=ポール・マラーを殺害した。本史料はコルデーに対する判決書。マラー殺害の様子を生々しく伝えたのち、革命裁判所はこの殺人が「反革命的見地から、計画的かつ意図的に行われたものである」としてコルデーに死刑判決を下した(別紙資料②)。

B-33. 『ルイ 16 世の遺言書』/LOUIS XVI, King of France, 1754-1793. Testament de Louis XVI mort le lundi 21 janvier 1793. A Paris: Chez Pasquier et Jagot ..., [1793?]. [Fol.45.9]

裁判で死刑を宣告されたルイ 16世は、1793年1月21日、革命広場においてギロチンにかけられた。ルイの口述による遺言書は1792年12月25日付けで2通作成された。この遺言書の最後にはルイはこう述べている。「最後に神の御前で次のことを明らかにし、神の御許にまいる準備を整えることにする。私が犯したとされるいかなる罪も身に覚えはない」。ベルンシュタイン文庫では複数のデザインの遺言書を所蔵している。

B-34. 『フランスとナヴァールの王妃マリー=アントワネットから義妹エリザベートへ宛てた手紙(マリー=アントワネット最後の手紙)』/ MARIE ANTOINETTE, Queen, consort of Louis XVI, King of France, 1755-1793. Lettre de Marie-Antoinette, reine de France et de Navarre, a sa sœur La Princesse Élisabeth: le 16 octobre, à quatre heures et demie du matin.. [Paris?]: Hacquart, imprimeur de la Chambre des députés ..., [181-?]. [T.2278.8]

処刑の数時間前に義妹(ルイ 16 世の妹)エリザベートに宛てて書かれた手紙で、事実上の遺書。その端々から王妃の誇りが感じられるとともに、人生の最期の瞬間まで二人の子どもの身を案じた、母としての姿を垣間見ることができる(別紙資料③)。本史料の最後にブルボン第二復古王政期の警察大臣ドゥカーズ(Élie Decazes)の名が見られるため、おそらくは 1815 年から 1818 年の間に印刷されたものと推測される。直筆はフランス国立古文書館所蔵。

B-35. 『マリー=アントワネットに対する死刑判決書』/ Jugement rendu par le Tribunal criminel révolutionnaire ... portant, 1o. qu'il est constant qu'il a existé des manœuvres et intelligences avec les puissances ... 2o. que Marie-Antoinette, veuve de Louis Capet, est convaincue avoior coopré à ces manœuvres, et d'avoir eu ces intelligences, 3o. qu'il a existé un complot et conspiration tendans à allumer, dans l'intérieur de la République, la guerre civile, en armant ... , 4o. que Marie-Antoinette d'Autriche, veuve de Louis Capet, est convaincue d'avoir participé à ces complots et conspirations, condamne Marie-Antoinette de Lorraine d'Autriche, veuve de Louis Capet, à la peine de mort ... : du 25me jour du premier mois de l'an second de la République, une et indivisible. [Paris] : De l'imprimerie du Tribunal criminel révolutionnaire, rue Saint-Honoré , [1793]

王妃の裁判は1793年10月14日から2日間行われ、国民への背徳行為、公費乱用などから個人的なことまであらゆる非難が述べられた。裁判は国王の裁判のときと違い、証言や裁判官の独り善がりの証拠物件で進められるなど、「名誉あるやり方ではなかった」といわれるが、王妃は最期まで平然さを保とうとしていたことが伝えられている。判決文中でマリー=アントワネットは「ロレーヌ・ドートリシュ・ルイ・カペー未亡人」と記されている。

B-36. 『エジプト誌』/ Description de l'Égypte, ou, Recueil des observations et des recherches qui ont été faites en Égypte pendant l'expédition de l'armée française / publié par les ordres de Sa Majesté l'empereur Napoléon le Grand. Antiquités. Descriptions, t. 1 - Preface historique. Paris: Imprimerie impériale, 1809-1822. [A/294.2/F43]

1798 年、ナポレオン率いる遠征軍がエジプトを植民地化するべく侵攻した。ナポレオンは、軍隊とは別に、考古学者、博物学者、天文学者、建築家、数学者、画家等総勢 150 名を越える学術調査団を引き連れ、エジプトの各方面にわたる精密な調査を行わせた。本書はこのときの調査をもととし、多年の準備期間を経た後に、皇帝ナポレオンの勅命を受け、1809 年から 1822 年にかけて刊行された。『エジプト誌』の図版は、今日でさえ、その再現は困難であるともいわれる高度な版刻技術と印刷技術に支えられた精密な美本である。莫大な費用を注ぎ込み、これらの先端技術を結集させた本書の刊行は、壮大な国家的文化事業であった。

B-37. 『ロゼッタストーン』レプリカ

ナポレオンのエジプト遠征(1798-99)の際に、ナイル河口の町ロゼッタで発見された石碑。上から順に、古代エジプトのヒエログリフ(聖刻文字)、デモティック(民衆文字。ヒエログリフの略書体)、ギリシア文字で同じ内容の文章(プトレマイオス5世を称える神官団の布告)が記されており、古代エジプトの象形文字の解読に重要な手がかりとなった。現物は大英博物館所蔵。

『タレーラン報告』に対するメアリ・ウルストンクラーフトの見解 (1792年)

「オータンの前司教タレーラン=ペリゴール氏へ

あなたが最近発表されたパンフレットを拝見し、大変嬉しく思いましたので、私はこの書をあなたに献呈致します。どうかこの書の主題について今一度お考え下さい。そして、女性の権利と国民教育について私が展開した論旨を、じっくりと御検討下さい。[...]

女性の権利を主張する際の私の主要な論拠は、単純な原理の上に築かれています。その原理というのは、もしも女性が男性の同志となるように教育によって準備されることがないならば、女性は、知識と美徳の進歩を止めるだろうということです。というのは、真理は、すべての人に共有されていなければならないからです。さもないと、真理が一般的な行動に影響を与えるということはなくなるでしょう。そしてまた、もしも女性が何故自分は美徳を持たねばならないかを知らないとするならば、そんな女性に、男性の協力者となることを期待しうるでしょうか?もしも自分の義務を理解し、そしてそれがどのように自分の真の利益と結びついているかを知るところまで、女性の理性が自由によって強められていないとすれば、どうして、女性に男性の協力者となることを期待しうるでしょうか?子供たちが愛国心の真の原理を理解するように教育されるべきだとすれば、彼らの母は、愛国者でなければなりません。そして、人類愛――そこからさまざまな美徳が秩序をもって次々と現れて来ます――は、人類の道徳的・市民的利益は何かということを考察するのでなければ、生まれるものではありません。それなのに、女性の教育と境遇は、現在のところ、そのような研究から女性を締め出しているのです。[...]

それでもあなたが、女性は発言権を持つべきではなく、人類の自然権に参加することから除外されるべきであるというのならば、不公平で筋が通らないと非難されないようにするために、女性は理性に欠けているということを先ず証明して下さい。——そうでないと、あなたがたの新しい憲法 [1791 年憲法のこと—引用者] におけるこの女性の除外という欠点は、男性は所せん専制支配者のように行動するものだということを示し続けることになるでしょう。そしてまた、専制支配は、社会のどのような部分においてその鉄面皮の顔をもたげようとも、常に道徳を掘り崩すものだとういうことを示し続けることになるでしょう。[...]

私は、フランスでもこうした研究が広まることを願います。私が述べている諸原理をその研究が確認するようになるならば、そして、理性が女性の権利の尊重を要求していることが、また理性が人類の半分である女性のための正義を強く要請していることが、十分に証明されるならば、あなたがたの憲法が改正されるその時に、女性の権利は尊重されることでしょう。

尊敬を込めて、

 $\mathbf{M} \cdot \mathbf{W}$

メアリ・ウルストンクラーフト著『女性の権利の擁護―政治および道徳問題の批判をこめて―』 (白井堯子訳、未来社、1980年)、13-20 頁より。

メアリ・ウルストンクラーフト (Mary Wollstonecraft, 1759-1797)



イギリスの社会思想家、作家、フェミニズムの先駆者。1792年に著した『女性の権利の擁護』のなかで、フランスの1791年憲法や憲法制定国民議会の公教育案(『タレーラン報告』)に、女性の諸権利に対する視点が欠けている点を喝破した。実際に1791年憲法で女性は「受動市民」として一般男性よりも下位に位置づけられ、政治的諸権利を認められていなかった。

また『タレーラン報告』においても、8 歳までは男女共通の教育を認められているものの、この時期を 過ぎた後には女性は「家庭に閉じこもるべき」と記されていた。ウルストンクラーフトの夫は、イギリス

の政治評論家、著作家、無政府主義の先駆者でもあったウィリアム・ゴドウィンで、両者の間に生まれた娘は、小説『フランケンシュタイン』の作者メアリ・シェリー(1792-1822)である。ウルストンクラーフトは娘の出産からわずか 11 日後に、産褥熱のため 38 歳で死亡した。

シャルロット・コルデーに対する革命裁判所の判決(抄訳)

共和曆2年、1793年7月17日

1793年3月10日の法により設立されたパリ革命裁判所は、共和国の名において以下の判決を下した。 ジャック=フランソワ・コルデーの娘で元貴族、カルヴァドス県カーン出身、パリのヴュー・オーギュス タン通りプロヴィダンス・ホテルに滞在していた 25 歳のマリー=アンヌ=シャルロット・コルデーに対 する検事の起訴状の文面は、以下の通りである。

「本年7月13日午後7時45分、テアトル・フランセ区の委員は、コルドリエ通りで大勢の市民たちが 集まり騒いでいるのを聞いた。国民公会の人民代表のひとりである市民マラーの殺害がまさに行われたと ころで、この殺人を犯した容疑者である女性はその場に拘束されていた。議員の死亡証明が外科医により 行われた後、警察は当該女性を取り調べた。彼女の名はマリー=アンヌ=シャルロット・コルデー。サン・ サテュルナン・デ・リニュレ教区の生まれで、およそ 25 歳、カーン出身だが最近パリへ来てヴュー・ オーギュスタン通りプロヴィダンス・ホテルに滞在していた。尋問が終わると、警察はコルデーの身柄を 県警へと委ねた。県警は彼女がアベイの監獄へ収監されると告げ、取り調べ調書と証拠品はすべて革命裁 判所へと送られた。7月14日、革命裁判所は直ちにマラーの暗殺者とその共謀者たちに対する予審を開く ことを決めた。その結果マリー=アンヌ=シャルロット・コルデーは革命裁判所長官の立会いの下で尋問 された。彼はまた複数の判事から多くの証言を聞いた。検事は全ての証拠品を鑑定した。それによれば、 マリー=アンヌ=シャルロット・コルデーは7月9日火曜日にカーンを出て、木曜日の正午近くにパリへ と到着した。彼女はヴュー・オーギュスタン通りプロヴィダンス・ホテルに宿泊した。その供述によると コルデーはそこで一泊した後、金曜日の朝、散歩に出かけた。午後は外出せずに手紙を書いていた。そし て翌土曜日の朝およそ7時半から8時頃外出し、パレ・ドゥ・レガリテにおいて短刀を購入すると馬車で 市民マラー宅へと向かうものの、招き入れられなかったという。そこで帰宅し、謁見を請うために偽名で 彼に手紙を書いて出すこととした。同日午後7時半頃、その返事をもらうべく馬車でいま一度マラー宅へ と向かった。その際、彼女はふたたび拒否されることを恐れて別の手紙を用意していたものの、それが用 いられることはなかった。マラー宅の女性は扉を開けたが、市民マラーの居場所へ入ることは拒否した。 市民マラーはコルデーが執拗に懇願するのを聞き、彼がその時に居た風呂場へと招き入れるよう自ら許可 した。彼はコルデーに対し、現在カーンで活動する議員たちについて複数の質問をし、彼らや市の役人た ちの名前を尋ねた。彼らの名前をコルデーが告げるとマラーは反乱者たちを直ちに罰すると述べた。この 時コルデーは懐中から今朝パレ・ドゥ・レガリテにおいて購入した短刀を取り出すとすぐさまマラーの首 の右側鎖骨下部分へと深い一撃を加えた。人民の代表はほぼ即死状態であった。」

- 1.7月13日午後7時から8時の間に、国民公会議員ジャン=ポール・マラーは、自宅浴槽において、
- 2. カルヴァドス県カーンの住人で元貴族ジャック=フランソワ・コルデーの娘で 25 歳のマリー=アンヌ=シャルロット・コルデーがこの暗殺の下手人であること。
- 3. この殺人は反革命的見地から、計画的・意図的に行われたものであること。

致命傷となる短刀の一撃を胸に受け、まもなく死亡したこと。

革命裁判所は以下の点を疑いなきものとする。

よって、(刑法第二部第一章第三節第四項、同第二章第一節第十一項、および第一部第一章第三節第四項に従い)、マリー=アンヌ=シャルロット・コルデーに死刑の判決を下す」。

(専修大学図書館訳)

Y

『フランスとナヴァールの王妃マリー=アントワネットから義妹エリザベートへ宛てた手紙』 (マリー=アントワネット最後の手紙) 10月16日 朝4時半

我が義妹よ、私が最後に手紙を書く相手、それは貴女です。私は今まさに死刑の宣告を受けました。でも恥ずべき死ではありません。それは罪ある人だけが受けるものですから。私はあなたの兄上と再び一緒になりに行くのです。無実な彼と同様に、最期の瞬間まで彼がそうであったのと同様に、私も、毅然とした態度をお見せできることを願っています。良心に呵責がない人間がそうあるように、私の気持ちは安らかです。

ただ、かわいそうな子どもたちを置いていくことについては心底、心残りです。ご承知のとおり、私は子どもたちと貴女のために生きてきたのです。善良で優しい義妹よ、貴女はご自身の親身な情から、すべてを犠牲にして私たちと一緒にいてくださいましたね。何という状況のもとに、貴女を置いていくことでしょう。娘が貴女から引き離されたということを私は裁判の弁論を通じて知りました。ああ!かわいそうな娘よ!私の手紙は彼女には渡らないでしょうから、娘に宛てて書くことは敢えていたしません。この手紙が貴女に届くのかさえもわかりませんが、ここに示す、私からの二人の子どもたちへの祝福の言葉をどうか受け取ってください。

いつの日か、二人がもっと大きくなったときに貴女と合流して、愛に満ちた貴女の心遣いに目一杯包まれることができるようにと願っています。私があの子たちにいつも教えてきたことを、二人が心にとどめていることを願っています。すなわち確固たる主義と果たすべき義務をたしかに行うことが人生の第一の基礎であり、二人が相互に仲良くし信頼し合えば幸福になれるということを。娘は年長であることを自覚し、より多く経験を積んだ立場から愛情をもって弟に助言しこれを助け、導くことができると感じてくれることを。息子も愛情をもってあらゆる心遣いや助力を姉にお返しすることを。いかなる境遇にあっても、結局は二人が団結することによってしか真の幸福はないのだと、両人が感じられることを。あの子たちが私たち二人の例に倣ってくれますように。逆境の中にあっても、貴女との結びつきによってどれだけの慰めが生まれたことでしょう。そして幸福は、友と分かちあえれば倍にもなるのです。いったいどこに家族以上の思いやりと親しさとを見つけることができるでしょう。息子が父の最期の言葉を決して忘れることがありませぬよう、私は特に繰り返しますが、私たちの死に対する復讐など決して求めてはなりません。

私の胸を痛めているとても辛いことを貴女に話さなければなりません。息子が貴女をどれだけ苦しめているか私は知っています。親愛なる義妹よ、どうか彼の年齢に免じて許してやってください。この年齢の子どもに、本人も理解していないことを言わせることなど容易いのですから。子どもたちに向けて下さっている貴女の優しさや心遣いの価値を息子がいまよりもずっと分かる日が来ると、私は信じています。貴女に打ち明けるべき私の最後の思いはまだ残されています。裁判のはじめから私はそれらについて書くことを望んでいました。しかし、書かせてもらえなかったことに加えて、物事の進行があまりにも早く、とても時間がなかったのです。

私は、先祖代々の宗教であり、私を育て、私がいつも信仰してきたローマ・カトリックの信仰のなかで死にます。宗教上の慰めを得る見込みもなく、また果たしてこの宗派の司祭たちがここにいるかさえもわからず、さらには私のいるこの場所とひとたびの関わりを持つことで、彼らはあまりにも晒し者になってしまうでしょうから。私は神に、私が生まれてから犯してきたすべての罪に対する許しを心から請います。慈悲深い神は、私が久しく捧げてきた祈りとともに、最後の願いを聞き届け、憐れみと慈愛のうちに私の魂を迎え入れて下さることと信じます。

私は自分のすべての知己の方々に許しを請います。特に、我が義妹よ、私が知らずに貴女に与えてしまったかもしれない苦しみのすべてを、どうか許してください。そして敵の人々に対しては、彼らが私に与えたあらゆる苦痛を許します。ここにおいて私は叔母様方、兄弟、姉妹にも永遠の別れを告げます。私には友人たちがいました。その方々と永遠に別れるということ、またその方々の心の痛みを思うことは、死を待つこの身であっても、最大の苦しみのひとつです。私が最後の最後まで、その方々のことを思っていたことを少しでもわかってもらえますように。

さようなら、優しくて思いやり深い義妹よ。私のこの手紙が貴女に届きますように。忘れないでください!私のことを!貴女と私のかわいそうな子どもたちに口づけを送ります。神よ。子どもたちを見捨てていくのは心が引き裂かれる思いです。さようなら、さようなら!

もはや宗教上の義務を終えるだけとなりました。私の行動の自由は制約されていますから、もしかしたら[立憲派の*]司祭が私のもとへと連れてこられるのかもしれません。しかし、ここに確言いたしますが、私は彼に対して一言も発しませんし、その人物を完全に他人のようにあしらうことでしょう。

王妃マリー=アントワネット陛下による 全文手書きの原文からの写しに相違なき ことを、王国警察大臣が証する

署名:ドゥカーズ伯

(専修大学図書館訳)

※「立憲派の」司祭とは、1790年7月12日に憲法制定国民議会で議決された「聖職者民事基本法」(「聖職者市民法」とも訳される)を認めて、そこに義務付けられていた憲法への忠誠宣言を行った司祭のこと。同法はフランス国内のカトリック教会や聖職者をローマの影響から遠ざけ国家の管理下に置く内容だったため、教皇はこれを認めなかった。立憲派(≒革命支持派)と宣誓拒否派(≒ローマ派、反革命派)の争いは聖職者間にとどまらずフランス全土を分裂させることとなった。上述のマリー=アントワネットの言葉は立憲派の司祭を拒絶する意思を示したものである。

リのサン・キュロット エベールが1790年に ュシェーヌ親父」は、パる。出版物としての「デ にその起源が求められ れた大衆劇の客寄せ道化 る。市が立つ日に演じら 現したキャラクターであ 層市民たち)のリーダー、 (革命の基盤となった下 パリの一般民衆を具 「デュシェーヌ親父」 図書館コレクションから

多様なデュシェーヌ親父

も多様な「デュシ

エベール以外に

た。

用いて民衆層の利害や関 中で最も人気があったと いわれる。野卑な言辞を 命期に出版された各紙の この新聞はフランス革 心

asseco

専修大学 ~34)~

巧みに表現し、 熱烈に支持され らの代弁者として みに表現し、彼、怒りや失望を

2014年9月1日掲載



創刊した新聞を指す場合

類ものタイトルが

掲載されている。

シェーヌ親父の

息子」や「デュ

厳している。

(図書館

孫」などを所

エーヌ親父の

本学では 「デュ

録」には165種

ス革命史文献目 立図書館「フラン 在し、フランス国 エーヌ親父」が存

ルセイエーズ」の歌詞は、 に」のフレーズが繰り返 われらの田畑を潤すよう 諸君! まり、「武器を取れ、市民 光の日は来たれり」に始 「いざ祖国の子らよ、栄 フランス国歌「ラ・マ 進もう! 不浄な血が 隊列を整えよ!

出しは「遠く雷鳴

容にも変わりはな 士気を鼓舞する内

い。だがその歌い

はとどろき、敵は

以下はほぼ同じで

別歌詞の「ラ・マルセイエ

迫り来ている。友

なっている。誕生

を粉砕しよう」と よ、急いでやつら

え歌が出回ったと

いう「ラ・マルセ

当初から多くの替

図書館コレクションから assess

専修大学 ~33~

愛国的で血なまぐさい歌 争に突入してゆく時期に 庫にはこれとは別歌詞の ル・ベルンシュタイン文 詞となった。本学ミシェ 誕生したためこのように ンス革命が諸外国との戦 ものがある。 「武器を取れ」

2014年8月25日掲載

The American

ベルンシュタイン文庫②ミシェル・ 事件の真相に迫る

このフランス革命期の銅版画 は、国民公会議員ジャン=ポール マラーがソファの上で刺される 様子を描いている。だがこれとは 別に、浴槽内で襲撃された構図の ものもある。マラーはどこで殺さ れたのか。真実を求めて下手人シ ャルロット・コルデーの死刑判決 書を読む。

すると「1793年7月13日の夜7 時から8時の間に自宅の浴槽にお いて暗殺された」旨が記載されて いる。どうやら「浴槽」の方が正



専修大学 ~ 59 ~ (一部は非公開)

しいようだ。

マラーの発行した新聞「人民の 友」や、コルデーに影響を与えた とされるジロンド派の人々の肖像 画と著作物も含めて、ここに言及 した資料のすべては本学「ミシェ ル・ベルンシュタイン文庫」に収 められている。

知

これらのさまざまな資料を通じ て、200年以上前に起こった事件 の真相が浮かび上がってくる。

(図書館・山岸 拓郎)

2013年6月3日掲載

特別展

「フランス革命を知ろう!2015 ―人権、社会保障、近代経営論そして、教育」

発 行 日 2015年10月17日

編集·発行 専修大学図書館

編集協力 近江吉明